

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田悦子 ほか1573名

被告 国 ほか1名

### 準備書面 (37)

2016 (平成28) 年7月13日

福島地方裁判所いわき支部民事部合議係 御中

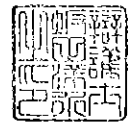
原告ら訴訟代理人弁護士

小 野 寺 利 孝



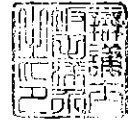
代

同 広 田 次 男



代

同 鈴 木 堯 博



代

同 清 水 洋



代

同 米 倉 勉



代

同 渡 辺 淑 彦



代

外

原告らは、被告国からの平成 28 年 6 月 24 日付求釈明申立書に対し、以下のとおり釈明すると共に、筒井哲郎氏の証人尋問の必要性についても述べる。

1 原告らが、筒井哲郎氏（以下、「筒井氏」という。）に本意見書の作成を依頼した理由は、経歴にあるとおり、多数の石油プラントや化学プラントの設計、建設に携わった経験があること、また、現在も安全指針類・地域防災計画等の策定とその策定の前提となる本件事故の実態把握、原因分析等も行っている原子力市民委員会の原子力規制部会の部会長を務めていることから、原発に関する見識も相当程度有していることによる。

また、本意見書は、原子炉そのものに関わるものではなく、プラント施設に関わるものであることから、上記のプラント設計の設計、建設に携わった筒井氏が筆を執ることになった。ただし、原子力プラントという特殊性が関わる可能性があったことから、後藤政志氏（以下、「後藤氏」という。）や川井康郎氏（以下、「川井氏」という。）の意見を聴取し、議論しながら本意見書を作成したのである。

2 後藤氏及び川井氏の協力内容並びに本意見書の作成過程について

(1) 本文の 2（前提条件）については、そもそも、この意見書が、原告らが本件訴訟で主張する被告東京電力の予見し得た事実を前提とした、取り得る結果回避措置についてのものなので、この前提事実は、原告ら弁護団が筒井氏に提示した事実である。

(2) たしかに筒井氏は、原子力プラントエンジニアではなかったが、経歴にあるとおり、原子力市民委員会の原子力規制部会の部会長を務め、原発についての著書もあるなど、原発に関する高い知見を有している。したがって、そもそも、本書面について、筒井氏自身が全く判断できない事項はない。

ただ、津波による浸水により全交流電源喪失という結果を発生させないためにもっとも効果的な方法の検討、つまり、本文の 3（設備仕様の例：最少必要

条件) 及び同 4 (設備仕様の例: 現行の対策例を付加する場合) の区分けについては、原子炉の圧力容器及び格納容器の設計に携わり、原子炉建屋、圧力容器及び格納容器等の状況及びその耐性評価について知見を有する後藤氏の協力を得た。具体的には、検討会議を複数回開き、その際、後藤氏の意見をもらいながら、筒井氏と川井氏も含めて議論をしたうえで、その結果をまとめたものである。そのため、上記 3, 4 の区分けについても、単なる筒井氏が伝聞した事実ではなく、三者の議論の上、まとめたものである。この部分の記載は、上記議論を経て、筒井氏自身が行った。

また、上記の区分けをし、どのような対策が有効であるかが明らかになったうえで、筒井氏は、川井氏や後藤氏の意見も参考に、多くの石油プラント、化学プラントなどの設計、建設に携わった経験から、全交流電源喪失の防止という効果のために福島第一原発にどのような設備を設置すればよかったのか、その設備の設計、建築期間の判断に関する知見は十分に有している。また、対策工事の内容は、圧力容器や格納容器などといった原子炉そのものへの対策工事ではないのがほとんどなので、対策工事の内容及び後述する施工期間については、筒井氏はその知見・経験から十分に判断できる事項である。もちろん、この点についても、上記のとおり、川井氏や後藤氏の意見ももらい、議論を経てまとめられた。この部分の記載も筒井氏が行った。

以上のとおり、本文の主要な部分 (3ないし5) は、すべて筒井氏が中心となって議論を経たうえでまとめたものなので、単なる伝聞となっている部分はない。

- (3) 本文の 5 (施工期間) は、後述の表 2 及びこの表を作成するための資料を参考に、石油プラント、化学プラントなどの設計、建設に携わった経験から、筒井氏が作成したものである。

### 3 添付資料の各図、表 1、2 の作成人について

添付資料の各図、表 1 は、上記のような川井氏及び後藤氏の協力を得て、筒井

氏が作成したものである。

添付資料表2は、他の原発の対策工事の状況と比較するため、筒井氏の要請により、原告ら弁護団が表2にあげた原子力発電所について、ホームページ等から表にまとめたものである。

- 4 以上のとおり、この意見書は、被告東京電力の結果回避可能性の判断にとって重要なものであり、この意見書に関する証人尋問は、協力者との議論を経て、実際に作成した筒井氏が適任であることから、筒井氏の証人尋問を本裁判で行うことは不可欠といわざるを得ない。

以 上